

# 受精卵移植に関する登録取扱要項

制定	昭53.	2. 14	
改正	昭60.	4. 1	昭63. 4. 1
	平元.	4. 1	平 4. 9. 1
	平 8.	4. 1	平 9. 4. 1
	平14.	4. 1	平16. 6. 22
	平18.	7. 10	平26. 4. 1
	令元.	10. 1	

## (目 的)

第1 受精卵の移植による生産牛（以下「生産牛」という。）を血統登録するときは、ホルスタイン種牛登録規程及び同登録取扱手続に定めるもののほか、この要項により取扱う。

受精卵又は受精卵を移植した牛を輸出するため、本会の証明を必要とする場合は、この要項により取扱う。

## (対 象)

第2 この要項の対象とするものは、次のとおりとする。

- (1) 国内において採取した受精卵又は採取後胚操作を施した受精卵を移植した牛から生産された牛
- (2) 国内において生産した家畜体外受精卵を移植した牛から生産された牛
- (3) 国外において採取した受精卵又は採取後胚操作を施した受精卵を移植した輸入牛から生産された牛
- (4) 国外において採取した受精卵又は採取後胚操作を施した受精卵を移植した国内牛から生産された牛
- (5) 国外に輸出される受精卵
- (6) 国外に輸出される受精卵の移植牛

## (申込みの条件)

第3 生産牛の血統登録申込みは、次に掲げるすべての条件を満たしたものでなければならない。

- (1) 受精卵の採取の用に供した雌牛（以下「供卵牛」という。）は第2項の1と2にあつては本会で血統登録されたもの、第2項の3と4にあつては本会承認の外国登録団体で血統登録されたもの
- (2) 受精卵の移植を受けた雌牛（以下「受卵牛」という。）は、登録証明書、斑紋見取図、入墨、耳標等によって個体が確認されたもの

## (種付け又は家畜人工授精の条件)

第4 生産牛の登録を受ける見込みで、家畜体内受精卵を採取する場合は、供卵牛の同一発情期及び相前後する発情期に種付け又は家畜人工授精する種雄牛は、原則として1頭とする。

次に掲げる種付け又は家畜人工授精を実施したときは、家畜体内受精卵証明書又は体内受精

卵採取に関する証明書、体内受精卵移植証明書、遺伝子型検査申込書等にその旨添書又は附記しなければならない。

- (1) 受精卵を得るために、1度に2頭以上の異なる種雄牛を種付け又は家畜人工授精したとき
- (2) 受精卵を採取する発情期の前後の発情期に別の種雄牛を種付け又は家畜人工授精したとき
- (3) その他前記の原則に反する種付け又は家畜人工授精を行ったとき

(体外授精)

第5 生産牛の登録を受ける見込みで、体外授精を実施したときは、別記様式の家畜体外受精卵証明書又は体外受精卵生産に関する証明書を用いるものとする。

(核移植・遺伝子移植)

第6 生産牛の登録を受ける見込みで、核移植、遺伝子移植を実施した場合には、別記様式により速やかに本会に報告しなければならない。

核移植或いは遺伝子移植を施した家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵による生産牛については、本要項の諸規程を準用の上、登録可能と認められた場合に限り登録するものとする。

(移植の条件)

第7 生産牛の登録を受ける見込みで、受卵牛に対し一度に2個以上の受精卵を移植する場合は、その受精卵は父母が同じものでなければならない。

(受精卵の分割処理)

第8 採取した受精卵を分割処理した場合には、当該受精卵の証明書の欄外余白に「分割処理」と付記するものとする。

また、受精卵に核移植、遺伝子移植を実施した場合には、前段に準じて当該証明書の欄外余白にその旨を付記するものとする。

(受卵牛の移動)

第9 受卵牛を移動するときは、譲渡人は別記様式の体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書を譲受人に渡さなければならない。

(申込)

第10 血統登録の申込者は、出生時の当該生産牛の所有者とする。

血統登録の申込者は、血統登録申込書に別記様式の体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書を添えて申込む。

ただし、第2項の3にあっては、血統登録申込書に当該外国登録団体の交付した受精卵の移植に関する証明書及び関係牛の遺伝子型証明書等を、また、第2項の4にあっては、血統登録申込書に輸入家畜受精卵にかかる証明書を貼り付けた体内(外)受精卵移植証明書及び関係牛の遺伝子型証明書等をそれぞれ添えて申込む。

この場合、血統登録は体内授精にあっては受精卵採取時の供卵牛の所有者を繁殖者、申込者を所有者として、また体外授精にあっては媒精時の当該卵子の所有者を繁殖者、申込者を所有

者として血統登録する。

(遺伝子型の調査)

第11 生産牛は、次のとおり遺伝子型の調査により父母牛の確認を受けなければならない。

(1) 供卵牛は、受精卵を採取したとき、すみやかに「父母牛の判定」の調査を受けなければならない。ただし、すでに本牛の親子関係が遺伝子型の調査により確認されているものにあつては、省略することができる。

また、第2項の3と4にあつては、受精卵を採取した国で行った供卵牛の遺伝子型に関する証明書をもってこれに代える。

すでに遺伝子型の調査済の牛は、以後の受精卵の採取の場合、特別の事情のない限り、遺伝子型調査のための検査試料（毛根又は血液等、以下同じ）の採取を省略する。

(2) 生産牛は、血統登録申込時に遺伝子型の調査を受けなければならない。

(3) 第2項の第3号と第4号の生産牛にあつては、当該外国登録団体の交付した父牛の遺伝子型に関する証明書を本会に提出する。

(4) 本会が特に必要と認めるときは、受卵牛の遺伝子型の調査を受けなければならない。

(5) 遺伝子型の調査に要する料金及びその他必要な事項は「遺伝子型調査に関する取扱要項」の定めるところによる。

(名 号)

第12 生産牛を登録するときは、名号の末尾に「E T」を付する。

(事務取扱料)

第13 生産牛の血統登録申込みをする場合は、ホルスタイン種牛登録規程に定める料金のほか、次の事務取扱料を本会に納めなければならない。

事務取扱料（血統登録申込牛1頭につき） 3,300円

(輸出証明書)

第14 受精卵又は受卵牛を輸出する場合、当該受精卵又は受卵牛の所有者は、輸出証明申込書に家畜体内(外)受精卵証明書又は体内(外)受精卵移植証明書を添えて本会に申し込み、受精卵又は受卵牛の輸出証明書の交付を受けることができる。

(輸出証明料)

第15 受精卵又は受卵牛の輸出証明書の発行料は、次のとおりとする。

輸出証明書の発行料（1件につき） 3,300円

(施 行)

第16 この要項は、令和元年10月1日より施行する。

省 令  
様式第11号

第 号

体内受精卵採取に関する証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
採体 取内 し受 た精 雌卵 畜を	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
	(個体識別番号)			
	飼養者の住所及び氏名又は名称			
体内受精卵採取年月日				
種付証明書番号又は家畜人工授精用精液証明書番号				

上記のとおり雌畜から体内受精卵を採取したことを証明する。

年 月 日

獣医師 登録番号 第 号

住 所

氏 名

(日本産業規格 A 5)

備考

- 1 牛については、「(個体識別番号)」の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- 2 この証明書を作成した獣医師は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。



省 令  
様式第8号

その2 (家畜体内受精卵証明書の裏)

譲 渡 ・ 経 由 の 確 認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡した年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 移植記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	( 県 ) 第 号
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

省 令  
様式第12号

第 号

体外受精卵生産に関する証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名	前		
	家畜登録機関名 及び登録番号			
	品	種		
採出した雌畜を含む。 (卵巣を採取した雌畜を そのとたいから卵巣を 採取した雌畜を含む。)	名	前		
	家畜登録機関名 及び登録番号			
	品	種		
	(個体識別番号)			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体外受精卵検査年月日				
家畜人工授精用精液証明書番号				

上記のとおり体外受精卵を生産したことを証明する。

年 月 日

獣医師(家畜人工授精師)

登録番号(免許番号)

(県) 第 号

住所

氏名

(日本産業規格 A 5)

備考

- 牛については、「(個体識別番号)」の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

省 令

様式第9号

その1 (家畜体外受精卵証明書(の表))

第 号 (番号又は記号)			
家 畜 体 外 受 精 卵 証 明 書			
交 配 し た 種 畜	種 畜 証 明 書 番 号		等 級
	名 前		
	家 畜 登 録 機 関 名 及 び 登 録 番 号		
	品 種		
含 採 取 し た 卵 巢 を 採 取 し た 雌 畜 を 含 む 。	名 前		
	家 畜 登 録 機 関 名 及 び 登 録 番 号		
	品 種		
	( 個 体 識 別 番 号 )		
家 畜 人 工 授 精 用 精 液 証 明 書 番 号			
体 外 授 精 年 月 日			
体 外 受 精 卵 検 査 年 月 日			
卵巣を採取した雌畜(そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)の飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)、住所及び氏名			

(日本工業規格A6)

備考

- 1 この証明書は、家畜体外受精卵の容器に添付すること。
- 2 体外受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- 3 この証明書が添付されている容器の体外受精卵の移植を受けた雌畜の飼養者から体外受精卵移植証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体外受精卵移植証明書にはり付けること。体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあつては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記載されている事項と照合できるように適切に保管しておくこと。
- 4 後代検定期間中等の種畜の精液による体外受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- 5 (番号又は記号)の欄には、家畜体外受精卵を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 6 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)に記載すること。
- 7 この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- 8 この証明書に記載された家畜体外受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

省 令  
様式第9号

その2 (家畜体外受精卵証明書の裏)

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡した年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 移植記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	( 県 ) 第 号
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

省 令  
様式第18号

第 号

体 内 受 精 卵 移 植 証 明 書

体内受精卵を採取した雌畜	家畜体内受精卵証明書番号又は体内受精卵採取に関する証明書番号		名 前	
体内受精卵を移植した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
	毛 色 及 び 特 徴			
	生 年 月 日			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体内受精卵移植年月日				

上記のとおり家畜体内受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）

（県）第 号

住 所

氏 名

（家畜体内受精卵証明書又は体内受精卵採取に関する証明書をここにはり付けること。）

備考

- 1 体内受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

省 令  
様式第19号

第 号

体 外 受 精 卵 移 植 証 明 書

卵巣を採取した雌畜(そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)	家畜体外受精卵証明書番号又は体外受精卵生産に関する証明書番号		名 前		
体 外 受 精 卵 を 移 植 し た 雌 畜	名	前			
	家畜登録機関名及び登録番号				
	品	種			
	毛 色 及 び 特 徴				
	生	年	月	日	
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
体 外 受 精 卵 移 植 年 月 日					

上記のとおり家畜体外受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）

（県）第 号

住 所

氏 名

（家畜体外受精卵証明書又は体外受精卵生産に関する証明書をここにはり付けること。）

備考

- 1 体外受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

核移植・遺伝子移植実施報告書

平成 年 月 日

(一社) 日本ホルスタイン登録協会長 殿

核 移 植 実 施 報 告 書  
遺 伝 子 移 植

- 1 報告者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_
- 2 実施年月日 \_\_\_\_\_
- 3 実施場所 \_\_\_\_\_
- 4 施術者 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_
- 5 受精卵の血統  
父 (交配種雄牛) 登録No. \_\_\_\_\_  
名 号 \_\_\_\_\_  
母 (卵子又は核の提供牛登録No. \_\_\_\_\_  
名 号 \_\_\_\_\_
- 6 核受容細胞の提供牛 登録No. \_\_\_\_\_  
名 号 \_\_\_\_\_
- 7 遺伝子提供牛 登録No. \_\_\_\_\_  
名 号 \_\_\_\_\_

- 注) 1. 施術者が複数の場合は、その代表者を記入すること。  
2. 6の核受容細胞の提供牛は核移植の場合のみ記入すること。  
3. 7の遺伝子提供牛は遺伝子移植の場合のみ記入すること。